

厚生労働大臣の定める掲示事項

■ 入院基本料に関する事項

地域一般入院料1（2階B病棟 31床）

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と3人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時 間 帯	看護職員1人あたりの 受け持ち患者数	看護補助者1人あたりの 受け持ち患者数
9:00～17:00	8人以内	11人以内
17:00～9:00	16人以内	—

特殊疾患病棟入院料1（2階A病棟 36床）

当病棟では、1日に11人以上の看護要員（看護師、准看護師及び看護補助者）が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時 間 帯	看護要員1人あたりの受け持ち患者数
9:00～17:00	6人以内
17:00～9:00	18人以内

療養病棟入院料1（1階A病棟 60床）

当病棟では、1日に9人以上の看護職員と9人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時 間 帯	看護職員1人あたりの 受け持ち患者数	看護補助者1人あたりの 受け持ち患者数
9:00～17:00	12人以内	9人以内
17:00～9:00	30人以内	60人以内

回復期リハビリテーション病棟入院料1（2階N病棟 50床）

当病棟では、1日に12人以上の看護職員と5人以上の看護補助者が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時 間 帯	看護職員1人あたりの 受け持ち患者数	看護補助者1人あたりの 受け持ち患者数
9:00～17:00	7人以内	17人以内
17:00～9:00	25人以内	50人以内